

武蔵野市自治基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月19日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市自治基本条例の一部を改正する条例

武蔵野市自治基本条例（令和2年3月武蔵野市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
<p>第19条 市長は、地方自治法第7条第1項の規定による<u>廃置分合又は境界変更の申請</u>を行おうとするときは、住民投票を実施しなければならない。</p> <p>2 から 5 まで （略）</p> <p>付 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第19条の規定は、<u>別に条例で定める日から施行する。</u></p> <p>2 及び 3 （略）</p>	<p>第19条 市長は、地方自治法第7条第1項又は第9条第1項若しくは第2項の規定による<u>廃置分合又は境界変更（全ての市民の生活及び市政運営全般に重大な影響を及ぼすおそれのあるものとして別に条例で定めるものに限る。）に係る申請</u>を行おうとするときは、住民投票を実施しなければならない。</p> <p>2 から 5 まで （略）</p> <p>付 則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第19条の規定は、<u>武蔵野市住民投票条例（令和 年 月武蔵野市条例第 号）の施行の日</u>から施行する。</p> <p>2 及び 3 （略）</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

付 則

この条例は、武蔵野市住民投票条例（令和 年 月武蔵野市条例第 号）の施行の日から施行する。ただし、付則第1項の改正は、公布の日から施行する。

（提案理由）

住民投票の実施の対象となる境界変更の基準を定めるほか、所要の改正をするものである。